

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第30回）議事録

1 日時 平成27年6月18日(木) 13時00分～13時55分

2 場所 総務省 第一会議室（10階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、泉本 小夜子、
井手 秀樹、熊谷 亮丸、谷川 史郎、森川 博之（以上7名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、吉田 真人（電気通信事業部長）、
高橋 文昭（総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、
柴山 佳徳（事業政策課調査官）、飯村 博之（事業政策課企画官）、
堀内 隆広（番号企画室長）

(3) 事務局

蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

(1) 諮問事項

① 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し」について

【平成27年6月18日付け諮問第1222号】

② 「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」について

【平成27年6月18日付け諮問第1223号】

(2) 報告事項

消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルへの1XY番号の付与について

開 会

○山内部会長　ごらんのように、本日はテレビカメラ及び写真撮影のお申し出があったようでございます。会議の冒頭部分を撮影させていただきたいと思っております。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめこの点をご了承いただきますようお願いいたします。

<撮影終了>

よろしゅうございますか。それでは、ただいまから第30回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、委員8名中7名が出席をしておりますので、定数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思っております。本日の議題は、諮問事項が2件と報告案件が1件でございます。

諮問事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し」について

○山内部会長　まず初めに、諮問第1222号「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し」について審議いたします。

本件につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして、当部会に付託されているところであります。

それでは、総務省よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉田事業政策課長　説明させていただきます。資料30-1-1、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しについて諮問するものでございます。内容につきましては、資料30-1-2という横長の資料及び、それと別冊になっております縦とじの資料とあわせましてご説明をさせていただきます。

まず、資料30-1-2をごらんください。表紙をおめくりいただきまして、右下にページが入っております。

1ページ目をごらんください。「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」は、平成13年4月から運用しております。これは、認定電気通信事業者が光ファイバー網等の通信ネットワークを整備するために、設備保有者、電気通信事業者、電気

あるいは鉄道の事業者が保有する電柱や管路などの既存のネットワーク空間の提供を受けることを円滑化していこうというものです。このガイドラインに基づきまして、実際に電柱・管路などの貸し出しの手続きが行われていますが、その運用状況をチェックし、ガイドラインを必要に応じ見直していくこととなっております。

ガイドラインの内容につきましては、3の主な内容をごらんください。公平性、無差別性、透明性、効率性等の基本的な考え方、標準的な取り扱い方法、設備保有者あるいは借り手側が遵守すべき事項について基本的な考えを示すものでございます。なお、ガイドラインでございますので、最終的には民と民の交渉となる部分もあり、強制力を持つものではございません。

2ページをごらんください。実態調査を毎年行っております。今回は、昨年の11月から今年の1月までにかけて、設備を持っている貸し手側と、借り手である事業者に対して調査を行っております。具体的には2の(1)②にあるとおり、貸し出された件数、対応状況、拒否した件数と理由を、貸し手側に聞いています。また、(2)借り手側に対しましては、申請の状況や借りた実績等について調査を行っております。

本年の調査の結果が、3ページ以下でございます。3ページをごらんください。電柱の貸し出し状況につきましては、3,062万本が貸し出し中でございますが、このうち666万本が昨年中に、これは暦年でございますが、新規契約または契約更新により貸与された本数です。毎年若干増減はございますが、毎年、大体100万の後半の数字になっております。

このような新規や契約更新のときには、まず電柱を使えるかどうかという調査申請を借りる側から行いますが、その件数でするので本数とは一致いたしません。1件で複数本を申請する 경우가一般的だと思われまして。約48万件。このうち貸与ができないという回答を行った件数は2,700件余りで全体の0.6%です。1%以下の数字で、ここ数年推移しているところでございます。

4ページをごらんください。これは管路、とう道・ずい道を含むものでございます。これは、1万6,745キロ（延べ）で貸し出し中でございますが、このうち、4,310キロが新規契約または契約更新ということです。この申請件数1,232件のうち、貸与不可は65件になっています。全体の5%ぐらいということで、これも毎年若干増減がありますが、ほぼ例年並みになってございます。

5ページをごらんください。鉄塔でございます。これは1万2,600本が貸し出し

中で、1万本が新規契約または契約更新でございます。貸与不可という回答を行ったのは全体の1.5%で、これも1%台の前半で例年推移しているということでございます。

6ページをごらんください。実際に提供不可とされた理由を確認しております。電柱については第5号、技術基準に適合しない、強度が不足している、隔離距離がとれない、のようなケースが中心となりますが、9割ぐらいを占めております。管路につきましては、一番上の「空きが無い」が大部分を占めているところでございます。鉄塔については、幾つかの事由に分かれている状況をごらんいただけるかと思っております。これも例年の傾向とあまり変わらないということでございます。

この状況を個別にグラフにしたのが7ページ、8ページ、9ページですので、説明は省略させていただきます。

10ページをごらんください。これら実際の件数とともに、借り手側、貸し手側からそれぞれ意見を聞いております。意見については、今年から整理いたしまして、ガイドラインそのものの見直しに関する意見と、お互いに、借り手側から貸し手側、貸し手側から借り手側に対する要望というものに分けて、一応整理しております。ただ、お互い重なる部分もございますので、きれいには分かれぬ部分もございます。

10ページは、そのうち借り手側である事業者から、ガイドラインの見直しに関する意見です。意見の多かったものを中心にご説明させていただきます。まず、第2条関係で、調査回答期間の短縮等についてです。ガイドラインでは、調査申し込みがありましてから原則として2カ月以内に提供の可否を回答としております。この2カ月という期間をもっと短縮してほしいという要望が中心でございます。これにつきまして、もちろん一般的には調査回答期間は短いほど望ましいと考えられますけれども、短縮することは設備保有者の負担にもなるということで、現行のガイドラインの中で、できるだけ民と民の世界の中で改善を図っていくことが適切と考えております。実際に事業者によっては、それぞれ標準実施要領のようなものを定めたりしていますが、電柱の対応については1カ月以内としているような例もあるということで、ガイドラインが2カ月となっているから、みんな2カ月に張りついている状況ではないということでございます。

次に、第7条関係で、移転等の事前予告というのがございます。これは電柱保有者が計画的に移転をするような場合には、できるだけ早く情報提供してほしいという意見です。今のガイドラインにおきましても、設備の撤去や移転するものについては、事前の予告について、契約において明示することをガイドラインに書いておりますけれども、

それを速やかに通知することはもちろん望ましいことではありますので、今回、ガイドラインに追加したいと考えております。ガイドラインの改正案については、後ほどご説明させていただきます。

次に、同じページの「その他」の建柱時の配慮というのが結構件数を多くいただいております。設備保有者が新規に団地を建築する際に、他の事業者の共架、つまり、ほかの事業者も使うことを考慮して、例えば余裕をもって強度を設計すべきというようなご意見です。これも1つの考え方ではあります、設備保有者に負担になることもございますので、こういうことをガイドラインとして一般的なルールにするには適当ではないのではないかと考えております。

11ページをごらんください。これは、今度は貸し手側である設備保有者からガイドラインの見直しに関するご意見です。第5条関係の不要設備の撤去では、現行ではガイドラインにおきましても、当然、不要になった場合は速やかに撤去するということは定められているのですけれども、実は守られていないというご意見がございます。あるいは、10条の事業者の遵守事項、例えば、電柱に線路を設置して、設置し終わったらきちんと報告しなさいという契約条項があるのにきちんと報告していないというご意見をいただいております、これを個別にガイドラインに書いていくというよりは、こういうのは大体契約に定められてございますので、契約に明示されていることを遵守することは民間の世界でも当然のことでございますけれども、ガイドラインにおいても理念的にきちんと追記して、その上でさらに必要があればフォローアップをしていくということにはいかがかと思っております。このガイドラインの改正案につきましても、まとめて説明をさせていただきます。

12ページをごらんください。これは、借り手側である事業者から、設備保有者に対して意見があるものということです。これは先ほどご説明したのと一部重なるものもございます。例えば、設備保有者との間で取り交わす書式の改善であるとか、先ほど申し上げた共架を前提とした強度設計をしてくれといったご意見などがありました。あるいは、6-2のところ、貸し手側である設備保有者から事業者に対する意見といたしまして、先ほどもありましたような書類を提出していないからしっかりしてほしいとか、不要設備の撤去などについての意見がございました。これにつきましては昨年も行っておりますけれども、きちんとお互いにどういう点に不満があるかということ、例えば借り手側から貸し手側に対する要望であれば設備保有者側に、逆であれば逆に、私ども

からも伝達して説明して、一般論として改善を求めていきたいと考えております。

続きまして、13ページをごらんください。今、申し上げたように、大きく2点ガイドラインを改正したいと考えております。この趣旨は先ほど意見のところでは申し上げたところがございますが、参考資料1として、ガイドラインの改正（案）の新旧表をごらんください。第7条に移転の事前予告等について、この1項のほうですけれども、もともと契約において明示するという条項が現在もございます。2項で傍線が引いてありますとおり、「現に提供している設備又は当該設備に設置された事業者の伝送路設備を撤去し、又は移転する必要がある場合は、事業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする」という条項を追加したいと考えております。

また、もう1点の、設備保有者が定める手続の遵守につきましては、第10条第2項のところ、「事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり」、現在のガイドラインでは、法令等と技術基準に従って行うということを書いておりましたが、これに、「契約等において明示する適正に定められた手続に従って行うものとする」という点を追加したいと考えております。

これがガイドラインの改正（案）の概要でございます。

14、15、16、17は、先ほど、意見の概要で申し上げたことを若干詳しく書いてあるものでございますので、時間の関係もあり説明を省略させていただきたいと思っております。

18ページをごらんください。実態調査の運用に関しましては、昨年の本部会におきましてもご意見をいただいております。例えば、委員からいただきましたご意見では、この調査は10年も続いているから、事業者にとってコストが大きいのではないかと。毎年同様の結果が出ているので、運用を見直すべきではないかなどのご意見をいただいております。また、調査にご協力いただいている方々からも、会社からも、負担が大きいので見直してほしいというご意見もいただいております。

これらのご意見を踏まえまして、本ページのとおり運用の見直しを実施したいと考えております。第1段落は、設備保有者と事業者それぞれからの要望をお互いにフィードバックしましてということで、本年も行っていきたく思っております。第2段落は実態調査の簡素化についてです。これまで毎年実施してきた実態調査のうち、件数などを調べる、実績を調べる、数字を調べるものにつきましては、ここ数年安定した結果が出ている、あまり大きな変動がないということも踏まえまして、ひとまず1年あけて、

次回は来年の調査にしたいと考えております。その後さらに、また隔年にしていくのか、さらにはあけるのか、あるいはすごく急激な変化があるということであれば、また続けて行うのか、それはさらに検討していきたいと思っております。

ただ、いろんな一般的なご要望、ガイドラインの改正等、貸し手側、借り手側相互の要望につきましては、引き続き本年も調査を行うことを予定しております。

また、本ガイドラインにつきましては、本日ご審議いただいた上、意見募集を行う手続をお願いしたいと考えております。

以上です。

○山内部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等がございますか。ご発言があればお願いいたします。

○井手委員 よろしいですか。

○山内部会長 どうぞ。

○井手委員 毎年やっているのですが、実態調査の運用の見直しについては基本的に賛成です。それから、ガイドラインの見直しについて、修正をすることについても基本的には異論はありません。

ただ、1点だけですけれども、設備の撤去、移転等の必要が生じた場合に、設備保有者が事業者に対して速やかにそのように通知すべきという、そうじゃなくてその下ですか、撤去する場合ですが、倒産したときには、誰が撤去するのですか。

○吉田事業政策課長 倒産したとき。

○井手委員 ええ。

○吉田事業政策課長 多分、設置した側も主体がなくなっているので、実際には撤去する主体がないということになってしまうと思います。そういう状況だと、結局管理者が撤去せざるを得ないということに、実態上はなると思います。

○井手委員 わかりました。

○吉田事業政策課長 もちろん、そこは何かしらの形で債権債務処理を元あった法人に対して行う仕組みが残っているのであれば、そこで求償できる可能性はあると思います。

○井手委員 一応ガイドラインとしてきちんと書いていくということですね。わかりました。

○山内部会長 実態的に、例えば、そういうケースはこうだと、民と民の契約の中に入ってくることはないですか。

- 吉田事業政策課長 契約……。
- 山内部会長 契約しても契約の主体がいなくなってしまうのですが。
- 吉田事業政策課長 契約主体がいなくなってしまうからそこは難しい。実際には入っていないのだと思います。確認しないとそこはわかりません。
- 山内部会長 そういうケースもあるということで、注意を喚起されたらよろしいのではないのでしょうか。
- 吉田事業政策課長 はい。
- 山内部会長 ほかにいかがでしょうか。特によろしゅうございますか。
- それでは、本件につきましては、諮問された案を部会として了承いたしまして、意見調整の手続を行うこととしたいと思いますが、よろしゅうございますか。
- (「はい」の声あり)
- 山内部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することにいたします。

諮問事項

「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」について

- 山内部会長 続きまして、諮問第1223号「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」について、これを審議いたします。
- 本件につきましては、情報通信審議会議事規則の第11条第8項の規定に基づきまして、当部会に付託されております。
- それでは、総務省よりご説明をお願いいたします。
- 堀内番号企画室長 番号企画室長でございます。資料30-2-1及び資料30-2-2を用いまして、説明をさせていただきます。
- まず、資料30-2-1の諮問書でございます。「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」につきまして諮問させていただきたいと存じます。
- 1枚おめくりいただきまして、諮問理由を読み上げさせていただきます。
- 携帯電話は、音声通話を始め、電子メールの送受信、インターネット接続等の機能を有するため、国民生活になくてはならない情報通信端末として広く普及しており、平成27年3月末時点の契約数は1億5千万件超に達するとともに、年間800万件程度の

増加基調を維持している。

これまでも、貴審議会における「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」を受け、平成25年11月にPHSに割り当てていた070番号を携帯電話にも開放するなど、携帯電話番号の需要増に対応してきたところである。

しかしながら、平成27年3月末時点で、総務省が電気通信事業者に指定可能な090番号及び080番号は全て指定済みであり、070番号についても4,580万番号を指定し、今後指定可能な番号数が4,420万番号という状態となり、引き続き、携帯電話の需要が増大し、現行の携帯電話番号の指定方法を維持した場合、平成30年頃には070番号が不足する可能性がある。

また、スマートメーター等の各種センサーを始め、カーナビゲーション等の車載端末を活用したテレマティクス、GPS位置情報を利用した子供やお年寄りの見守りサービスなど、携帯電話のネットワークを利用したM2Mの進展がみられるようになり、携帯電話番号の更なる需要増につながると考えられる。

このため、携帯電話番号の有効利用を確保することに加え、携帯電話やM2Mに関する需要の増加に適切に対応し、経済活性化や国民生活の向上を実現する観点から、現行の携帯電話番号とは別のM2M専用番号の導入など、携帯電話に関する電話番号の拡大を検討するとともに、電気通信事業法関係審査基準に規定する携帯電話番号の指定基準の見直しなど、携帯電話番号の更なる効率的な利用の在り方を検討する必要がある。

以上により、携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方について諮問するものである。

なお、答申を希望する時期といたしましては、本年12月を目途にお願いしたいと存じます。

続きまして、資料30-2-2を用いまして、詳細をご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。携帯電話・PHSの契約数の推移（総数）を記載したものでございます。携帯電話の契約数は、平成27年3月末時点で1億5,000万件超に達するとともに、年間800万件程度の増加基調を維持している状況でございます。

2ページをお願いいたします。こちらは、携帯電話・PHSの契約数の推移を事業者別に示したものでございます。直近2年間における携帯電話の契約数は1,666万件的増であり、PHSの契約数の7万件的増を大きく上回っている状況でございます。

3ページをお願いいたします。携帯電話・PHSの契約数につきましてサービス別に

示したものでございます。直近1年間におけるデータ通信専用契約の伸び率は27.9%であり、音声・データ通信契約の伸び率の0.6%を大きく上回っている状況でございます。

4ページをお願いいたします。通信モジュールにおける携帯電話番号の利用についてスライドを用意しております。携帯電話の通信モジュールにおいては、携帯電話番号が契約者回線の認証や通信モジュールに制御信号を送信するためのSMSなどに利用されております。絵で一例を示しておりますけれども、自動販売機に組み込まれた通信モジュールに携帯電話の番号が内臓されており、監視・管理センターからSMSによって制御信号を送ることによって、自動販売機から在庫管理の情報が監視・管理センターに送られる。それに基づきまして、商品の補充をする。このような形で、携帯電話番号が使われている事例のご紹介でございます。

5ページをお願いいたします。携帯電話・PHSの電話番号の変遷をまとめたものでございます。これまで、携帯電話の番号の需要増に応じて、桁増しや新たな0A0番号帯の開放等により番号容量を拡大してきました。一例として、平成11年には、携帯電話の爆発的な普及に伴う番号需要増に対応するため、それまで幾つかの番号を使っていた携帯電話番号を090番号帯に集約するとともに、桁数を10桁から11桁に桁増しを行いました。また、平成14年には、080番号帯を携帯電話へ開放しました。さらに、平成25年には、それまでPHSで使用していた070番号帯を携帯電話にも開放するというを行い、使用できる番号数、番号容量を拡大してきた経緯がございます。

6ページをお願いいたします。携帯電話等で使われております0A0番号帯の使用状況をまとめたものでございます。0A0番号帯、このAというのは0を除く十進数字が入りますけれども、この番号帯はそれぞれの番号帯で用途を設定しております。なお、0800で始まる着信課金サービスがございますが、こういった番号との誤認を避けるため、現在、0A0の0から始まる番号は使用しておりません。

一例を申し上げます。020の番号帯の欄をご覧ください。発信者課金無線呼出し、いわゆるポケットベルでございますが、こちらにつきましては、現在、020の4で始まる数字を使っております。この020の4で始まる番号は、1,000万の番号容量がございます。そのうち、現在、総務省から電気通信事業者に指定した番号数は120万であり、今後、このような番号を使いたいという申請がありましたら、指定可能数としては880万の在庫を保有していることを示したものでございます。

以下、この表を同じように見ていただきますと、020の4は、現状ポケットベルで使っておりますけれども、残りの、例えば020の1から3、020の5から9で始まる番号帯につきましては、現状、全く使っておりません。したがって、8,000万番号の容量が残っていて、指定可能数も8,000万あるというものでございます。030や040につきましては、そもそも用途を設定しておらず、全く未使用の番号帯でございます。また、060につきましても、用途は設定しておりますけれども、現状全く使われておりませんので、9,000万番号が指定可能な状態です。

7ページをお願いいたします。携帯電話・PHSの電話番号の指定可能数の推移を示したものでございます。携帯電話・PHSの電話番号といたしましては、現在、070、080、090で始まる11桁の電話番号を指定しております。本年3月末時点で、指定可能な番号数の残りは、070番号帯の4,420万番号のみという状況になっております。この070、080、090番号帯は合計で2億7,000万番号を使用できるのですが、そのうち、既に2億2,580万番号を総務省から電気通信事業者に指定しており、残りが4,420万番号という状況でございます。今後も携帯電話の需要が増大し、現状の携帯電話の指定方法を維持した場合、平成30年頃には指定可能な番号が不足する可能性があるという状況でございます。

8ページをお願いいたします。携帯電話・PHSの電話番号の指定数につきまして、事業者別に示したものでございます。直近2年間における携帯電話番号の指定数は3,130万番号の増であり、PHSにつきましては、新規の番号指定は行っていないところでございます。

9ページをお願いいたします。携帯電話・PHSの電話番号の指定数と実際に使用されている数の差分を示したものでございます。携帯電話・PHS事業者へ指定済みの番号数と使用数の差分につきましては、平成26年3月末時点で5,870万番号となっており、この6年間で1,235万番号が増加している状況でございます。

10ページをお願いいたします。M2Mの主な活用分野をまとめたものでございます。M2MとはMachine to Machineの略でございます。人間を介在せずに機器同士がネットワークを介して通信を行い、それぞれの機器が作動するシステムの総称という意味で用いております。一例として、雨量等の災害監視センサーといった自然環境の監視、子供の位置情報通知といった見守り・セキュリティ、電気・ガス・水道のスマートメーターといった遠隔での使用状況等監視、テレマティクスといった車両関係など、様々な分

野におきましてM2Mの活用が進展しつつあります。なお1点補足いたしますと、M2Mと言いましても、全てにおいて携帯電話を使っているわけではなく、その一部が、通信に携帯電話ネットワークを使用している状況でございます。

11ページ、12ページ、13ページにM2Mサービスの事例を参考資料として用意しておりますけれども、時間の都合により説明を省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。M2Mで利用される通信ネットワークの例を示したものでございます。M2Mサービスでは、データ伝送量や通信距離等に応じて、種類の異なる通信ネットワーク、有線・無線が組み合わされて利用されております。広域通信網としては、主に携帯電話ネットワークが使用されているという状況でございます。

15ページをお願いいたします。M2M関連の需要予測をまとめたものでございます。M2Mの関係では、複数のシンクタンクが将来の需要予測を行っております。その中でも、M2Mに利用される携帯電話番号につきましては、平成32年には4,200万番号に達するという予測がございます。NTTアドバンステクノロジー株式会社が行った需要予測をグラフでも示しております。同様に株式会社シード・プランニング、株式会社テクノ・システム・リサーチも需要予測を行っておりますが、ほぼ似たような予測を立てているところでございます。

16ページをお願いいたします。M2Mに利用される携帯電話番号は、平成32年には4,200万番号に達するという需要予測があることを申し上げましたけれども、その内訳を記載したものでございます。個々の説明は省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。諸外国におけるM2Mサービス用電気通信番号の使用状況をまとめたものでございます。フランス・オランダ・スウェーデン及び韓国では、移動通信サービス用の電気通信番号のひっ迫を理由として、M2Mサービス専用の番号帯を導入している状況でございます。未導入国につきましては、通常の移動通信サービス用の番号等をM2Mで共用している状況でございます。

18ページをお願いいたします。M2Mサービス用識別子の国際標準化動向につきまして、このページと次ページでまとめたものでございます。まず、3GPPという標準化団体がまとめたものをご紹介します。E.164番号、これはITU-T勧告E.164に規定される国際公衆電気通信番号でございますけれども、この番号に代わるM2Mサービス用識別子が検討されており、平成24年に技術レポートが取りまとめられました。このレポートにおきましては、E.164番号を含むM2Mサービス用識別子

について、①現状の番号計画の継続利用、②影響を最小範囲に抑えつつ番号計画を拡張する、③新識別子の導入という3つのソリューションが掲げられております。なお、新識別子の導入につきましては、具体的にどのような形式で、どのような識別子を用いるべきかという結論には未だ至っておりません。

19ページをお願いいたします。こちらではITU-Tにおける検討状況をご紹介します。ITU-Tにおきましては、平成22年9月から、ECCの主導により、M2Mサービス用の電気通信番号の在り方が検討されております。こちらにつきましては、既存のITU勧告との整合性の確認等のために、各国で導入されているM2M用番号を類型化した4つのオプションが示されております。4つのオプションは資料に記載のとおりです。なお、今後、M2Mサービスのグローバル化の動向を踏まえ、国際共有番号の使用に係る課題の整理が行われる予定でございますが、検討の終了期限については示されてございません。

20ページをお願いいたします。電気通信番号指定基準の変遷をまとめたものでございます。先ほど、電気通信番号につきましては、総務省から電気通信事業者に指定をするということを申し上げました。電気通信番号規則、こちらは省令でございます、また、電気通信番号指定基準、こちらは審査基準になりますけれども、これらに基づきまして、総務省が電気通信番号を電気通信事業者に指定しているところでございます。実際、電気通信事業者が総務省に申請する番号数につきましては、直近3カ月間の契約数の実績値などに基づく需要の増加見込みといったものから算出される構図になっております。指定基準につきましては、本資料の現行の電気通信番号指定基準というところに記載しておりますけれども、こちらに記載している計算式に基づきまして、必要な番号数が算出されている構図になっております。

21ページをお願いいたします。これまで説明させていただいた現状を踏まえ、検討事項（案）といたしまして、大きく2点の検討事項を掲げさせていただいております。1点目の検討事項は、070番号帯の枯渇対策及び携帯電話番号の拡大に向けた検討でございます。今後大きな需要が見込まれるM2Mサービスに関して専用の番号を設けることについて、また、M2M専用番号を設ける場合の具体的な番号帯について、併せて、M2M専用番号を設けた場合であっても070番号帯が枯渇する場合の新たな携帯電話番号の拡大についてご議論いただきたいと思っております。

また、2点目の検討事項は、携帯電話番号の指定基準の検討でございます。M2M専

用番号を設けることになった場合につきましては、その番号の指定基準をどのように作るべきか、また、現行の携帯電話番号の指定基準につきましてもどのような見直しを行うべきかについてご議論いただきたいと思っております。

22ページをお願いいたします。検討スケジュール案でございます。本日、電気通信事業政策部に諮問をさせていただくわけですが、今後の詳細な検討につきましては、電気通信番号に係る制度の在り方に関して専門的な事項を調査するため本電気通信事業政策部に設置されている電気通信番号政策委員会においてご議論をしていただき、秋口に答申案を本電気通信事業政策部にご報告の上、パブリックコメントの手続を経て、年内に答申をいただければと考えております。

23ページ以降に、参考資料といたしまして関係法令をつけておりますけれども、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問があればご発言願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員　　意見を1つと質問を1つさせていただきたいのですが、この6ページのところで、番号帯の使用状況。先ほどのご説明で、これから電気通信番号政策委員会の方で議論をしてご意見をまとめていただくということなので、基本的にはそれを待つということだと思っておりますが、ただ、6ページ目をざっと拝見した印象として申し上げますと、今、国際的な議論がまだ煮詰まっていないという状況を考えれば、おそらくやはり020という、ここを活用していくのが一番穏当なやり方なのではないか。他方で、030や040というのは、これから色々な新しいサービスなどもおそらく出てくるということがあるわけですから、そこは残しておいて、基本的には020を活用していくという方向性が、第一印象としては一番穏当なやり方ではないかと思えます。これを1点目として申し上げたい。

それから、1つ質問させていただきたいのが、18ページ、19ページについて、国際的な議論がこれから煮詰まっていくという話だと思っておりますが、もし現時点で、こういう方向に議論が進んでいるとか、もしくは、ここら辺が落としどころになりそうかどうか、そのあたりで何か情報のようなものがあれば、ちょっと難しいことだと思えます

が、ご教示いただきたく存じます。

○堀内番号企画室長 18ページの3GPPの技術レポートでご説明させていただきま
す。識別子として色々な候補が挙げられておりますけれども、特に、新識別子について
は、こちらに記載させていただいた幾つもの識別子が検討対象として挙がっております
が、どの識別子が一步抜きん出て、これが良いのではないかという議論には未だ至って
おりません。

他方、17ページをご覧ください。諸外国におけるM2Mサービス用の電気通信番号
の使用状況をご説明しましたけれども、現状、既にヨーロッパの一部の国においては、
携帯電話の番号を使ってM2M用の番号を設けております。先ほどの3GPPの技術レ
ポートとの関係で申し上げましても、既存の番号が使えるのであればその番号を使おう
という取組が、ヨーロッパでは始まっています。その他の識別子については、まだ具体
的な動きはないという状況でございます。

○熊谷委員 ありがとうございます。

○山内部会長 よろしいですか。

○熊谷委員 はい。

○山内部会長 それでは、そのほかにご発言ございますか。どうぞ。

○泉本委員 20ページの需要の見込みですが、これによると、どれぐらい番号が必要
だのでしょうか。さきほどの9ページで見ると、実際には使っていない番号と割
り当て済みの番号とで5,870万、実際には携帯に使っていないという番号があるわ
けですよ。これだけあるにもかかわらず、次の年に、当社は100万番号下さいとか
200万番号下さいと計算するのが20ページだということでしょうか。

○堀内番号企画室長 お答えいたします。まず、電気通信番号指定基準に記載している
内容ですけれども、こちらは審査基準ですので、当然オープンになっております。この
審査基準を踏まえ、電気通信事業者は新たに必要な電気通信番号の数を算出しまして、
総務省に申請するという構図になっております。我々といたしましては、申請があれば、
この審査基準に従ってチェックすることにしておりますので、基本的には、審査基準を
満たしていれば所要の電気通信番号を指定するという手続をとっております。

他方、実態ベースのことを申し上げますと、9ページでご紹介いたしましたが、総務
省が電気通信事業者に指定した電気通信番号の数と、実際に電気通信事業者が使って
いる電気通信番号の数に開きがあるという現実がございます。総務省は電気通信事業者が

どの程度の電気通信番号を余らせているのかということ把握しておりますので、電気通信事業者から電気通信番号の申請があった際には、いただいた申請内容を少し掘り下げて、真に必要な番号数なのかということ、新体制になった昨年からは、日常の審査業務で確認させていただいております。例えば、計算式上は100万番号申請できるけれども、実際に使える電気通信番号がまだこのくらいあるのだから、新たに追加指定する電気通信番号の数は80万番号で足りるのではないかと、というようなやりとりをさせていただいております。

○泉本委員 現実に今、されているということなのですか。

○堀内番号企画室長 はい。

○泉本委員 それでも、今、この20ページの電気通信番号規則ですとこのような式になっているので、これも見直したらいかがかというのは今回の問題ではないかもしれませんが。

○堀内番号企画室長 7ページでございますけれども、平成30年頃に070番号が枯渇してしまう可能性があるということ、また、指定可能数の推移を見ていただきますと、ここ数年は単年度で約1,500万番号を総務省から電気通信事業者指定している状況にあります。現行の審査基準を基に今後とも070番号を指定してしまうと、実際に電気通信事業者が使う番号数以上に余裕を持って070番号を指定してしまうことになるのではないかと問題意識がございます。070番号を一日でも長く残すために、現行の電気通信番号指定基準も見直せないかという検討をお願いしているわけでございます。

○泉本委員 素人的な直感で言いますと、直近3カ月とすると、キャンペーンをして販売数が伸びると、この式で計算すると必要数が大きくなってしまふような気がします。

○堀内番号企画室長 まさに委員のおっしゃるとおりで、電気通信事業者は、基本的に自らの考えるベストのタイミング・時期に申請してきます。現行の計算式でいきますと、申請するタイミングをコントロールすれば、多くの電気通信番号の指定を受けることができるということがあり得ますので、その辺も含めて見直しができないものかご議論いただき、ご提言をいただきたいと考えております。

○山内部会長 よろしゅうございますか。どうぞ。

○谷川委員 15ページ目のM2Mの需要予測なのですがけれども、いろんな前提があつて予測されていると思います。多分、M2Nに係る価格が下がると一気に番号の需要が

伸びるというケースなど、いろいろな予測があるのではないですか。こうしたことも含めて、今後専門の委員会でご議論いただければと思います。次に、いただいた資料30-2-2の17ページ目について、用途がわかりませんので載っている数字だけ拝見してコメントいたします。フランスでM2M専用番号の指定がもう3,000万ありますが、国土の規模感からすると、日本に置きかえるとこれは6,000ぐらいあってもおかしくないように見えます。この差を考えると全然違った用途が何か入っているのだと思うのです。多分M2Mというのは、これから日本の産業を伸ばしていくときにコアになるので、番号の割振りに当たっては、できるだけM2Mを促進するような発想をどこか底辺で持っておいたほうがよいかと思います。

これは、参考意見です。

○堀内番号企画室長　　よろしいですか。

○山内部会長　　どうぞ。

○堀内番号企画室長　　フランスの件につきまして、少し補足をさせていただきます。17ページをご覧ください。フランスにおきましては、平成24年にM2M専用番号を設けております。現状、携帯電話番号は1.5億の番号容量がある中で、既に1.23億番号を政府が事業者指定しているところです。フランスの場合、携帯電話番号が06で始まる番号帯と07で始まる番号帯の2つしかないため、ひっ迫した2つの番号帯はそのままにしておいて、新しいM2M専用の番号を作ったという状況でございます。

日本の場合は、現状090、080、070の3つの番号帯を使っていて番号容量は2.7億です。当然一概に比較することはできませんけれども、谷川委員からお話のありました件は、先ほど諮問書でもご紹介させていただきましたように、今回の検討に当たりましては、番号の有効利用を確保することは当然として、M2Mの普及促進を阻害しないように、経済活性化の観点も念頭に置いてご議論いただきたいと思っております。まさにご指摘のあったような点を踏まえまして、電気通信番号政策委員会でもご議論を進めさせていただければと思っております。

○相田部会長代理　　ちょっとよろしいですか。

○山内部会長　　どうぞ。

○相田部会長代理　　私もこの件について少し関与しておりましたので、補足させていただきます。15ページの図は、平成32年という断面で4,200万ということなのですが、最終需要としてはどれぐらいかということで、これもどういう数字をはじ

き出すかですごく幅広い数字ですが、最終需要としては2億とかそれくらいまで行く可能性があるということだと、今の番号だと最終的には絶対足りないということになりますので、最後にそこまで行ったとしても大丈夫な手段を何らかの形で用意しておかないといけないということは、当然念頭に置いて検討させていただきたいと思っております。

○堀内番号企画室長　ありがとうございます。相田委員から最終の需要が2億というお話がございました。15ページのグラフは平成32年までしか記載しておりませんが、この時点で4,200万番号が必要になるだろうと見込んでおります。ただし、最終的には2億番号程度が必要とされるだろうということでございます。

この需要予測を前提にいたしますと、相田委員からもご紹介のありました最終需要の2億番号が必要になる時期といたしましては、2050年ぐらいというタイムスパンでございます。当然、今後のM2Mの急速な進展などで、このグラフの傾きがもっと急になるということは想定されますけれども、現時点の前提として、終局需要としては、2050年に2億番号程度というものになってございます。

○山内副会长　谷川委員、よろしいですか。

○谷川委員　はい。

○山内副会长　ほかにいかがでしょう。特によろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、電気通信番号政策委員会において検討していただき、その結果を報告していただいた上で、当部会で審議し、答申をまとめることでいかがかと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○山内副会长　ありがとうございます。よろしければ、その旨、決定することといたします。

報告事項

消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルへの 1XY番号の付与について

○山内副会长　それでは、続きまして報告事項に移ります。消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルへの1XY番号の付与について。これも総務省からご説明をお願いいたします。

○堀内番号企画室長 番号企画室長でございます。

消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルへの1XY番号の付与についてご報告いたします。資料30-3をご覧ください。

1ページをお願いいたします。昨年8月になりますけれども、情報通信審議会に「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」につきまして諮問させていただきました。この3桁番号、すなわち1XY番号というのは、欄外に注釈をつけさせていただいておりますけれども、1から始まる3桁の電話番号でございます。XやYには0から9の数字が入ります。例えば、110番でありますとか119番といった番号でございます。情報通信審議会において、国が提供する相談ダイヤルに対する1XY番号の付与に関する基本方針や具体的に1XY番号を定める場合の対応について整理をいただきまして、昨年12月に答申をいただきました。答申において、総務省が1XY番号を定め、告示改正を行った際は、情報通信審議会に報告することが適当とされましたので、本日報告をさせていただくものでございます。

具体的に、消費者ホットライン、こちらは消費者庁が開設している相談ダイヤル、また、児童相談所全国共通ダイヤル、こちらは厚生労働省が開設している相談ダイヤルでございますが、この両省庁の要望につきまして、答申を踏まえ、総務省において検討をさせていただきました。その結果、本年3月に「電気通信番号規則の細目を定めた件」を改正いたしまして、消費者ホットラインに188、児童相談所全国共通ダイヤルに189を付与することといたしました。

ご参考ですけれども、両ダイヤルにおきましては、本年7月1日から、188、189の3桁番号での運用が開始される予定でございます。併せまして、総務省において1XY番号の利用実態調査を行い、本年3月、最新の利用状況を総務省ホームページに公表させていただきました。1XY番号は全体で100番号の番号資源ですが、現状、49番号について用途を設定させていただいている状況でございます。

2ページに消費者ホットライン・児童相談所全国共通ダイヤルの概要を、3ページに改正した告示の内容を、また、4ページ以降に具体的な1XY番号の用途設定状況を参考資料として付けております。時間の関係で説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言はいかがでしょうか。特によろしゅうございますか。

閉 会

○山内部会長　それでは、本日の議題は以上で終了となります。全体を通じまして、委員の皆様から何かご発言がありましたらお願いいたします。特にございませんか。それでは事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議を終了いたします。なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より皆様にご連絡を申し上げます。

それでは、以上で閉会といたします。ご協力どうもありがとうございました。